

○津山工業高等専門学校物品管理事務取扱細則

〔平成28年2月17日
細則第1号〕

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における物品の管理に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

(物品管理役の任命)

第2条 校長は、規則第6条第2項の規定により、その所属の職員に関する物品の管理に関する事務を別表第1に定めるとおり委任し、代理させるものとする。

(物品出納役の委任)

第3条 物品管理役は、規則第6条第3項の規定により、その所属の職員に管理する物品の出納及び保管に関する事務を別表第2に定めるとおり委任し、代理させるものとする。

(物品供用役の委任)

第4条 物品管理役は、規則第6条第4項の規定により、その所属の職員に管理する物品の供用に関する事務を別表第3に定めるとおり委任し、代理させるものとする。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

物品管理役、物品管理役代理の委任

物品管理役	物品管理役代理	事務の範囲
総務課長	総務課長補佐 (財務担当)	本校に属する物品の管理に関する事務

別表第2（第3条関係）

物品出納役、代理物品出納役の委任

物品出納役	物品出納役代理	事務の範囲
契約係長	財務係長	本校に属する物品の出納・保管に関する事務

別表第3（第4条関係）

物品供用役、代理物品供用役の委任

物品供用役	物品供用役代理	事務の範囲
総務課長	財務係長	総務課に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
学生課長	教務係長	学生課に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
総合理工学科長	先進科学系長	先進科学系に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
	機械システム系長	機械システム系に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
	電気電子システム系長	電気電子システム系に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
	情報システム系長	情報システム系に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
専攻科長	物品供用役の職務にある者と同等の職務にある者のうち、物品管理役が適当と認める者	専攻科に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
図書館長		図書の供用に関する事務
実習工場長		実習工場に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
総合情報センター長		総合情報センターに属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
技術部長		技術部に属する物品（図書を除く）の供用に関する事務
地域共同テクノセンター長		地域共同テクノセンターに属する物品（図書を除く）の供用に関する事務